

SMBC NEWS



2017年3月14日

工商総局、企業の抹消登記手続きを簡素化

国家工商行政管理総局は2016年12月26日付で「企業簡易抹消登記改革の全面的推進に関する指導意見」（工商企注字[2016]253号、以下「本指導意見」）を公布し、2017年3月1日より全国にて企業の抹消登記手続きを簡素化しました。

本指導意見は、企業が解散などにより抹消登記を行う際、「未開業」あるいは「債権債務が無い」場合には「企業簡易抹消登記」を選択可能としています。企業簡易抹消登記は企業にとって申請書類の簡素化・審査期間の短縮化などのメリットがあります。

近年、企業設立登記は効率化・利便化が進んだ一方、企業抹消登記は手続きが複雑であり、所要期間も長いなどの問題点が指摘されていました。そのため、工商総局は、2015年4月より上海市浦東新区など4地域（工商企注字[2015]60号）、同年9月より天津市・広東省など7地域（工商企注字[2015]142号）で簡易抹消登記の試行を実施してきました。本指導意見により、各地で試行されてきた企業簡易抹消登記が正式に全国へ展開されることとなります。

従来、企業の解散・清算等手続きにおいて、税務が長期化を招く要因となっていました。本指導意見では納税証明が提出不要とされており、期間を短縮できる可能性があります。ただし、税務・商務など他部門の手続きとの関係性は明確でない部分もあり、今後の実務運用の動向に留意が必要です。

<本指導意見の概要>

● 簡易抹消登記の適用要件について

【適用可】（いずれかに該当）

- ✓ 未開業：営業許可証の受領後に経営活動を行っていない企業
- ✓ 債権債務が無い：抹消登記申請以前に債権債務が発生していない、あるいは債権債務の清算（未払税金を含む）が完了済である企業

【適用不可】

- × 参入特別管理措置^(※)に該当する外商投資企業
- × 企業経営異常名簿、重大違法信用喪失企業リストに掲載されている企業
- × 持分（投資権益）が凍結・質権設定、動産が抵当設定されている企業
- × 立件調査・行政強制・司法共助・行政処罰を受けている企業
- × 所属する非法人分支機構が抹消登記を行っていない企業
- × 以前に簡易抹消手順を終了させられたことがある企業
- × 法律・行政法規あるいは国务院決定により抹消登記前に批准を受けなければならない企業
- × 企業簡易抹消登記を適用しないその他の状況にある企業

(※)「参入特別管理措置」の範囲は、「外商投資産業指導目録（2015年改訂）」の制限類・禁止類、奨励類のうち持分・経営幹部の要求がある項目等とされています（2016年10月8日付「国家発展改革委員会 商務部公告 2016年第22号」）。その他詳細はSMBC NEWS【2016】24号の4ページをご参照ください。
(http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

SMBC NEWS



● 簡易抹消登記による簡素化のポイント

【抹消手順の簡素化】

- ✓ 国家企業信用情報公示システム（以下「公示システム」）の「簡易抹消公告」特別欄により公告を行う（申請予定の簡易抹消登記、および全投資家の承諾等に関する情報を掲示）。公告期間は45日
- ✓ 公告期間内に異議申立がなかった場合、登記機関は3営業日以内に簡易抹消登記の許可を決定しなければならない
- ✓ 一般抹消登記で必要となる清算グループの備案・清算手続きおよび公告などは掲載不要に

【申請資料の簡素化】

- ✓ 「申請書」・「指定代表あるいは共同委託代理人授權委託書」・「全投資家承諾書」・営業許可証の原/副本を提出
- ✓ 一般抹消登記で必要となる清算報告・投資家決議・納税証明・清算グループ備案証明・公告掲載の新聞見本などは提出不要に

● 利害関係者の合法的權益保障

- ✓ 登記機関は公示システム上において、簡易抹消登記の関連情報を同級の税務・人力資源社会保障などの部門と共有。外商投資企業の場合には、同級の商務部門とも情報共有
- ✓ 公告期間内は、関連利害関係者・関連政府部門は、公示システムの「異議コメント」を通じた異議申立、理由陳述が可能。企業は公告期間が満了するまで登記機関への簡易抹消登記申請ができない
- ✓ 公告期間内に異議申立があった場合、登記機関は3営業日以内に簡易抹消登記の非適用を決定しなければならない
- ✓ 企業が簡易抹消登記中に真実の状況を隠蔽したり虚偽申告をした場合、登記機関は抹消登記取消などの処理を行い、企業主体資格を復活させると同時に当該企業を重大違法信用喪失企業リストに掲載し、この旨公示システムに公示する
- ✓ 企業簡易抹消手順を悪意で利用して債務を回避あるいは他者の合法的権利を侵害した場合、関連利害関係者は民事訴訟を通じて、投資家にその相応の民事責任を主張できる。投資家が法律・法規の規定に違反して犯罪を犯した場合、法に基づき刑事責任を追及される

<簡易抹消登記フロー>

行為主体	内容	所要日数
企業 登記機関 利害関係者/政府部門	公示システムにて公告 税務部門などに関連情報を送信 公示システムにて異議申立が可能	} 公告期間：45日
企業	公告期間満了後、登記部門に簡易抹消申請・資料提出	
登記機関	簡易抹消登記適用/非適用を決定	} 3営業日

以上

SMBC NEWS



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号 上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試驗区出張所：上海市中国(上海)自由貿易試驗区馬吉路88号7、8棟1階/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-2067-0399
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階/電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大厦16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大厦8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西岗区中山路147号 森茂大厦4楼-A室/電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599